

一般名処方加算および後発医薬品使用体制加算について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、医療の質を保ちながら患者様のご負担軽減と医療保険財源の効率的な活用を目指し、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進に取り組んでいます。また、院外処方箋は一般名による記載を推進しています。万が一、供給が不足した場合には、治療計画の見直しや代替薬への変更を検討いたします。お薬の変更がある場合には、患者様が安心して治療を受けられるよう、十分に説明させていただきます。

■ ジェネリック医薬品とは？

- ・ 新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を含み、効果・品質・安全性は同等です。
- ・ 価格が安く、医療費の削減に貢献します。
- ・ 国民皆保険制度の持続的な運用を支える大切なお薬です。

■ 一般名処方とは？

現在、一部の医薬品では供給不足が続いている状況にあります。

そのため当院では、医薬品の「成分名（一般名）」での処方箋の発行を推進しております。これにより、同じ成分の他の製品へ柔軟に変更が可能となり、必要なお薬を安定的に提供しやすくなります。

また一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和6年10月より、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。

ご不明な点がございましたら、いつでもお気軽にスタッフまでお尋ねください。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。